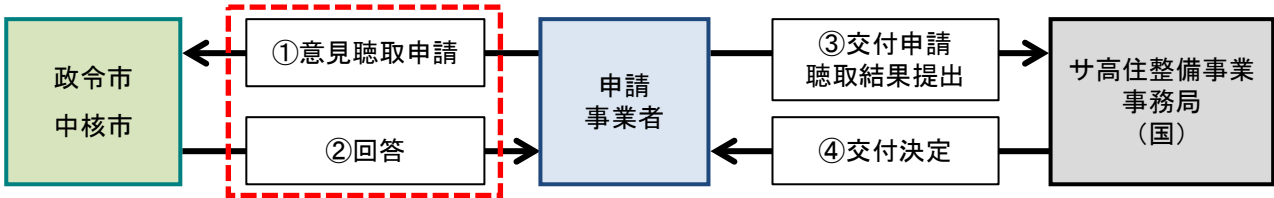


1. 国の動き

○国の動き

平成 28 年度から、サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地を誘導し、地域包括ケアとコンパクトなまちづくりを一体的に推進するため、サービス付き高齢者向け住宅整備事業（サ高住整備に係る費用の一部を国が補助）を交付申請する場合は、その申請事業者が「市区町村への意見聴取を行うこと」を要件とすることとされた。	※市区町村により意見を提出することが必要ない場合は、予めその旨を公表し、意見聴取手続きを省略することができる。（現在、本市では省略している）
---	--

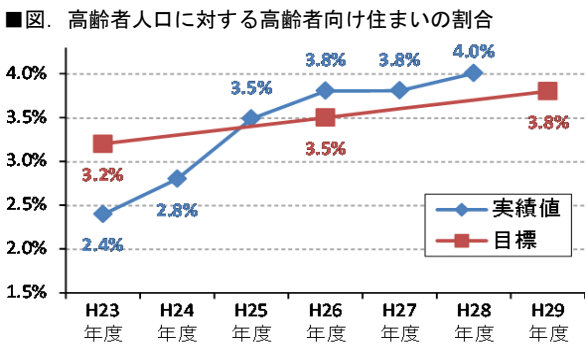
○補助事業交付申請にあたっての意見聴取手続きのイメージ



2. 意見聴取手続きの考え方（案）

	意見を述べる際の観点（国）	本市の現状	本市における意見聴取手続きの考え方（案）
① 地域における 高齢者住宅の 必要量の確保	●地域の将来における高齢者人口等を勘案して、必要な高齢者住宅が供給されているか ※例えば、政府の定める高齢者向け住宅の目標（住生活基本計画：全国計画における目標「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 4％（H37）」に照らして、地域において過剰な供給となっていないか、など。	○本市の高齢者人口は、約 31 万人（H27）から約 40 万人（H37）まで増加すると推計されている。 ○高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合は、現行計画における目標を達成しているが、高齢者人口の増加に対応するためさらなる供給が必要。	●今後も高齢者人口が増加する見込みであり、国の補助事業を活用しながら、サ高住の供給を促進する必要がある。
② 公共交通機関 へのアクセス 等の立地	●高齢者が公共交通機関や生活利便施設等を利用しやすい立地であるか ※例えば、駅徒歩圏（750m圏）内やバス利用圏（最寄りのバス停まで 300m圏）内であるか、など。	○駅、バスのどちらかが徒歩圏・利用圏内であるサ高住が全体の約 8 割となっている。 ○駅、バスのどちらも徒歩圏・利用圏内でないサ高住についても、徒歩圏にコンビニ・スーパーなどの生活利便施設が立地しているものが多い。	●現在、供給されている多くのサ高住が、駅・バスの徒歩圏・利用圏内またはコンビニ・スーパーなどの生活利便施設を利用しやすい立地となっている。
③ 医療・介護 サービスとの 連携	●入居者の介護の重度化や医療措置が必要となった場合に備えて、必要なサービスが提供されるよう医療・介護サービスとの適切な連携が図られているか ※例えば、協定の締結等を通じて併設又は近隣の医療機関・介護事業所より、入居者の求めに応じて、医療・介護サービスが提供されるか、など。	○高齢者生活支援施設を併設しているサ高住は、全体の 95.2%となっている。 ○高齢者生活支援事業を行う事業者と連携をしているサ高住は、全体の 63.5%となっている。 ○ほぼ全てのサ高住が、医療・介護サービスを提供するために、施設の併設や連携に取り組んでいる。	●現在、供給されている多くのサ高住が、医療・介護サービスの併設や連携を行っている。
④ その他 まちづくり との整合	●その他、立地誘導等の市町村のまちづくりの観点から必要な事項	○本市では、立地適正化計画における「居住誘導区域（人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域）」の設定による立地誘導を行っていない。	●都市計画等における立地誘導を行っていないため、まちづくりとの整合という観点での意見はない。

立地などまちづくりの観点から意見を提出する必要があることから、意見聴取手続きを省略する



■図. 公共交通機関へのアクセス

公共交通機関へのアクセス	物件数	割合
駅徒歩圏内	18	28.6%
駅徒歩圏外かつバス利用圏	30	47.6%
駅、バスとも遠い	15	23.8%
合計	63	100.0%

